

訪問介護サービス利用料金

令和6年4月1日

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

(1) サービスの概要

- ① 身体介護：入浴、排せつ、食事、体位交換、更衣介助等ご利用者の身体に直接触れて行う支援
- ② 生活援助：調理、洗濯、掃除、買い物等日常生活に関わる支援

(2) 利用料金

◎身体介護

	単位数 (単位/回)	基本利用料 (円/回)	利用者負担 (円/回)		
			1割	2割	3割
所要時間 20分未満	163	1,630	163	326	489
所要時間 20分以上 30分未満	244	2,400	244	488	732
所要時間 30分以上 1時間未満	387	3,870	387	774	1,161
所要時間 1時間以上	567	5,670	567	1,134	1,701
所要時間 1時間を超える 30分毎	+82	+820	+82	+164	+246

◎生活援助

	単位数 (単位/回)	基本利用料 (円/回)	利用者負担 (円/回)		
			1割	2割	3割
所要時間 20分以上 45分未満	179	1,790	179	358	537
所要時間 45分以上	220	2,200	220	440	660

◎身体介護に引き続き生活援助を行う場合

	単位数 (単位/回)	基本利用料 (円/回)	利用者負担 (円/回)		
			1割	2割	3割
所要時間 20分以上 45分未満	+65	+650	+65	+130	+195
所要時間 45分以上 70分未満	+130	+1,300	+130	+260	+390
所要時間 70分以上	+195	+1,950	+195	+390	+585

※夜間（午後 6 時から 10 時）又は、早朝（午前 6 時から 8 時）にサービス提供を行った場合は、上記金額の 25.0%加算されます。

※深夜（午後 10 時から翌朝 6 時）にサービス提供を行った場合は、上記金額の 50.0%加算されます。

※ご利用者の心身の状況等により、一人の訪問介護員でのサービス提供が困難であると認められた場合で、ご利用者の同意を得て、二人の訪問介護員でサービス提供を行った場合、基本利用料金の 2 倍の料金となります。

※介護保険の利用者負担額については、市町村より発行される負担割合証に記載されております割合にて計算させていただきます。

◎その他加算について

初回加算：200 単位／月

※初回利用時にサービス提供責任者がサービス提供を行った場合、又は他の訪問介護員に同行した場合に算定されます。

緊急時訪問介護加算：100 単位／回

※ご利用者又はそのご家族の要請に基づいて、ケアマネージャーと連携し、あらかじめ計画された予定以外のサービス提供を緊急に行った場合に算定されます。

特別地域加算：所定単位数の 15.0%を加算

※国に定められた振興山村の地域に所在する事業所が指定訪問介護のサービス提供を行った場合に算定されます。

中山間地域等提供加算：所定単位数の 5.0%を加算

※国に定められた中山間地域等に居住するご利用者に指定訪問介護のサービス提供を行った場合に算定されます。

認知症専門ケア加算Ⅰ：3 単位／日

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者が半数以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、専門的な認知症ケアを実施。従業員に対し認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催した場合に算定されます。

認知症専門ケア加算Ⅱ：4 単位／日

※Ⅰの要件を満たし、かつ認知症介護指導者養成研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの研修計画作成・指導を実施した場合に算定されます。

生活機能向上連携加算Ⅰ：100 単位／月

※訪問リハビリや通所リハビリを行う事業所やリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士などのリハビリテーション専門職が、

ご利用者の状態を確認したうえでアドバイスをを行い、サービス提供責任者が計画書を作成（変更）した場合に算定されます。

生活機能向上連携加算Ⅱ：200単位／月

※訪問リハビリや通所リハビリを行う事業所やリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士などのリハビリテーション専門職が、ご利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行しご利用者の状態を確認し、生活機能向上を目的とした訪問計画を作成した場合に算定されます。

特定事業所加算

※サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保など介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

- | | |
|------------------|-----------------|
| I：所定単位数の 20.0% | II：所定単位数の 10.0% |
| III：所定単位数の 10.0% | IV：所定単位数の 5.0% |
| V：所定単位数の 3.0% | |

介護職員等処遇改善加算

- | | |
|------------------|-----------------|
| I：所定単位数の 24.5% | II：所定単位数の 22.4% |
| III：所定単位数の 18.2% | IV：所定単位数の 14.5% |

◎介護保険の給付対象とならないサービスについては、利用料金の全額をご契約者にご負担いただきます。

◎介護保険給付の限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額をご契約者の負担となります。

◎サービス実施区域外にお住まいのご利用者様は、別途交通費として当事業所から片道15キロメートルを超えた地点から1キロメートルにつき20円をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

ご利用料金は1か月毎に計算し、翌月10日前後に請求いたしますので、末日までにお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日、自宅に到着後、利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、体調不良等の正当な事由があり、やむを得ず連絡ができない場

合は、この限りではありません。

- ① 前日までに連絡があった場合、キャンセル料は無料。
- ② 前日までに連絡がなく、当日ご自宅に到着後に中止の申し出があった場合はキャンセル料として基本料金の10%の料金をいただきます。

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、従業者の稼働状況により契約者の希望する時間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して調整します。